

**懲戒処分の実施状況  
(過去分)**

〔教育委員会〕

処分年月日	処分内容	被処分者	処 分 事 由
29. 4. 17	戒告	県立学校 教諭 30歳代 男性	平成28年7月、生徒1名に対して、個別指導を行う際に、肩を手で突き、腹部を足で押し蹴り、下腹部打撲傷等を負わせた。
29. 9. 21	懲戒免職	県立学校 教諭 40歳代 男性	平成29年7月、民家の敷地に侵入したことにより現行犯逮捕されたほか、同年8月に児童ポルノ禁止法違反で再逮捕された。
29. 9. 21	減給 10分の1 2ヶ月	県立学校 教諭 30歳代 男性	平成29年4月、自家用車で神戸淡路鳴門自動車道を走行中、速度違反自動取締装置により、46km/hの速度超過(制限速度80km/hのところを126km/hで走行)を記録された。 また、事案の報告を遅延させた。
29. 9. 21	減給 10分の1 1ヶ月	県立学校 教諭 20歳代 女性	平成29年7月、自家用車で松山市内の国道11号線を走行中、速度違反自動取締装置により、37km/hの速度超過(制限速度60km/hのところを97km/hで走行)を記録された。
30. 2. 9	減給 10分の1 1ヶ月	県立学校 教諭 40歳代 男性	平成29年12月、自家用車で松山市内の国道11号線を走行中、速度違反自動取締装置により、33km/hの速度超過(制限速度60km/hのところを93km/hで走行)を記録された。
30. 3. 22	停職 6ヶ月	公立小学校 教頭 60歳代 男性	平成30年2月、西条市内のパチンコ店において、スロット台に抜き忘れられていたICチップ4,000円分を無断で使用した。 その後、警察に微罪処分とされた。
30. 3. 22	戒告	公立中学校 教諭 50歳代 女性	平成30年1月、無断で持ち出した、生徒の個人情報に記載されたファイル等を紛失した。
30. 10. 16	懲戒免職	公立小学校 教諭 50歳代 男性	平成30年8月、自家用車を運転し松山市内の銀行駐車場で接触事故を起こし、傷害を負わせたにもかかわらず、十分な確認をせずその場を離れた。 また、再び、同所に戻ろうとしていた際、松山南警察署員の呼気検査により、呼気1リットル中0.2ミリグラムのアルコールが検出され酒気帯び運転で現行犯逮捕された。

## 懲戒処分の実施状況 (過去分)

〔教育委員会〕

処分年月日	処分内容	被処分者	処 分 事 由
30.10.16	減給 10分の1 3ヶ月	公立中学校 養護教諭 50歳代 女性	平成30年5月、違法と認識しながら不動産会社の代表取締役役に就任するとともに、家賃収入があると知りながら兼業の承認を得る手続きを怠った。 また、同不動産会社所有のアパートに入居し住居手当を4ヶ月間不適正に受給した。
30.10.16	減給 10分の1 2ヶ月	県立学校 実習助手 30歳代 男性	平成23年9月、部活動の生徒の頬を平手打ちし、怪我を負わせる体罰を行った。 また、平成29年12月から平成30年1月までの間、部活動の練習中に生徒10名に対して平手打ちをするなどの体罰を行った。
30.11.14	懲戒免職	公立中学校 事務職員 20歳代 男性	平成30年8月、未成年の女性に対して、18歳未満と知りながら、わいせつな行為を行った。 (愛媛県青少年保護条例違反で略式起訴され、罰金30万円の略式命令を受けた。)
30.11.14	減 給 10分の1 1ヶ月	県立学校 教 諭 50歳代 男 性	平成27年3月、宴会の途中で同僚教員に向かってグラスを投げ、同教員に加療期間約1週間の切創を負わせた。
30.12.19	懲戒免職	公立中学校 主幹教諭 50歳代 男 性	平成30年5月及び9月、18歳未満の女性に対して、わいせつな行為を行った。
30.12.19	減 給 10分の1 1ヶ月	県立学校 教 諭 30歳代 女 性	平成30年11月、自家用車で松山市内の国道196号線を走行中、速度違反取締中の警察署員に、35km/hの速度超過(制限速度60km/hのところを95km/hで走行)により検挙された。